

同一校複数プログラム審査実施上のガイドライン

2011 年度適用

本ガイドラインは、同一校から複数プログラムの認定申請があった場合の審査方法について定めている。

A. 同日審査の実施方法

同一校複数プログラムの審査は、以下に記載する同日審査による実施を原則とする。何らかの理由により同日審査を行わない場合は、「B. 同日審査を実施しない場合の措置」を参照のこと。なお、以下の3項～5項は主として大学のプログラムにおける同日審査、6項は高等専門学校（高専）のプログラムにおける同日審査について説明している。

1. 同日審査の目的

- a. 同一受審校の複数プログラムの審査を行う場合に、実地審査において各プログラムに共通する事項の審査を合同で実施することにより、実地審査対応におけるプログラム間の重複作業を最小限化し、受審校の負担を軽減する。
- b. 同一受審校の複数プログラムの審査を行う場合に、各プログラムに共通する事項の評価の観点を共有し、審査結果を可能な範囲で相互に調整することにより、審査の客観性を高める。

2. 受審校の対応リーダーと審査長代表等の選任及びその役割

- a. 同一受審校の複数プログラムが同日審査を受審する場合、受審校は合同で実施する事項の取りまとめの任にあたる「対応リーダー」を JABEE 対応責任者、プログラム責任者あるいはプログラム運営に関わる教職員から選任し JABEE に通知する。
- b. 複数の審査チーム^(注1)が同日審査を実施する場合、JABEE は各審査チームが属する分野から代表分野を定め、代表分野の審査長を「審査長代表」^(注2)として、受審校の「対応リーダー」に通知する。なお、代表分野の審査員の一名は「副審査長」又は「審査長代表補佐」（6項の体制の場合）として、審査長代表に事故のあった場合にその任に当たる。^(注3)
- c. 審査長代表は、①審査団を代表して同日審査のスケジュール等の共通事項や、審査チームが合同で実施する事項について対応リーダーと協議して決定し、②担当するプログラムの審査長として審査を実施すると共に、③各プログラムに共通する事項の審査結果を相互に調整する。

注1：1つのプログラムを審査する審査員（審査長含む）の集まりを審査チーム、1つの受審校において同日審査を実施する審査チームの集まりを審査団と呼ぶ。

注2：当該受審校の審査を行う代表分野の審査チームが複数ある場合は、代表分野の複数の審査長の中の1名を審査長代表とする。

注3：代表分野の副審査長または審査長代表補佐には審査長の資格を有する者を選任する。

3. 実地審査前の準備

(1) 実地審査の段取り

- a. 審査長代表は、各審査長の意見を取りまとめて合同で実施する審査事項を定めると共に、実地審査のスケジュールを対応リーダーと協議の上、決定する。
- b. 審査長代表は、各審査長と協議の上、全審査長及び代表分野の副審査長による打合せのスケジュールと方法を協議し、必要があれば全審査チームが同一の宿泊場所を確保する。なお、宿泊場所の確保にあたり、必要に応じて受審校の対応リーダーに助言や協力を求める。
- c. 審査長代表は、必要と判断した場合は、各審査チームの打合せのための会議室等、並びに全審査長及び代表分野の副審査長による打合せのための会議室等の確保を対応リーダーに要請する。

(2) 共通事項及び重要事項の取りまとめ

- a. 事前審査段階において、各審査チームが担当しているプログラムに関して大きな問題点を認めたとき、及び同日審査を実施する他のプログラムにも関係すると判断した問題点を認めたときは、当該プログラムの審査長は審査長代表に通知する。
- b. 審査長代表は、他のプログラムから通知された、あるいは担当するプログラムについて認めた問題点が複数の審査チームに共通すると判断したときは、関係する審査長と協議し、事前審査段階で対処すべき事項と実地審査で確認すべき事項とに切り分ける。
- c. 審査長代表は、b項について事前審査段階で対処すべきと判断した事項に関する補足資料等の提出を対応リーダーに依頼すると共に、実地審査で確認すべきと判断した事項に関する必要な資料等の準備を対応リーダーに依頼する。

4. 実地審査時の実施事項

(1) スケジュール等の見直し

審査長代表は、実地審査中に審査チーム相互に協力して対応すべき予期せぬ事態が生じた場合には、関係者と相談して適切な対処ができるようスケジュール等の見直しを行う。

(2) 審査長代表取りまとめにより審査チームが合同で実施する事項の例

- a. 学長や学部長との面談

- b. 全受審プログラムに共通の事務系職員との面談
- c. 全受審プログラムに共通の施設等の視察
- d. 複数の受審プログラムが協力して実施している取組みのヒアリング・視察等
- e. 現地到着日、審査チーム会合1回目の適当な時間帯において、審査チーム間の全般的な情報交換（代表による情報交換、合同会合などによる）
- f. 実地審査第1日、審査チーム会合2回目の適当な時間帯において、審査チーム間での横断的意見交換、審査結果の情報交換（代表による情報交換、合同会合などによる）
- g. 実地審査第2日、審査チーム間での判定結果の情報交換及び必要に応じて判定の調整（受審校から見て判定の根拠に大きな疑義が生じないよう妥当性を確認。難しい判定については、根拠・指摘事項が十分詳しく記載されていることを確認。審査チーム間で判定の根拠について見解の相違がある場合は、その事実を根拠・指摘事項欄に記録。）
- h. 関係者の間で同意された場合は、実地審査最終面談を合同で実施

5. 実地審査後の対応

- a. 審査長代表は、プログラム間の調整や意見交換が必要な審査項目や事項があることを確認した場合、関連するプログラムの審査長と協議し、判定あるいは根拠・指摘事項に関してプログラム間の調整を行う。
- b. 実地審査後に、受審プログラムより追加説明書（事実誤認などの指摘）あるいは異議申立書・改善報告書が提出された場合には、それらによる判定結果の見直しに関して審査チーム相互で必要に応じて追加説明書、異議申立書・改善報告書、該当する審査結果等を開示し、情報交換を行った上で一次審査報告書あるいは二次審査報告書を作成する。ただし、当該判定項目が受審プログラム特有の問題で他の受審プログラムとは関係が薄い場合は、この限りではない。
- c. 判定結果の修正において、他の審査チームの審査結果を参考にした場合は、その事実を根拠・指摘事項欄に記録する。

6. 高等専門学校プログラムの同日審査体制（複数少人数プログラム同日審査）

高等専門学校の同一校複数プログラムの審査を同日に実施する場合に限り、受審校が希望した場合は、下記の審査体制による審査を実施する。なお、本体制においても3項～5項に示す実施内容は共通である。

- a. 1つのプログラムの審査は、審査長及び副審査長の2名で行うことを基本とする（ただし、b項に示す代表分野に関しては3名の体制とする）。
- b. 同日審査の全プログラムが属する分野から代表分野を定め、代表分野の審査は審査長代表を兼務する審査長、審査長代表補佐及び審査員の3名で行う。審査長代表の役割は前記2～5項の審査長代表と、審査長代表補佐の役割は前記2～5項の代表

分野における副審査長と同様である。

- c. 実地審査は、原則として審査長によって実施する。ただし、代表分野は審査長（審査長代表）に加えて審査長代表補佐も実地審査に参加する。
- d. 副審査長は自己点検書の審査とプログラム点検書（その1）の作成を行うほか、審査報告書の作成を補佐する。ただし、審査長に事故があった場合には、副審査長が実地審査に対応するとともに、及びその後の審査長の任務を遂行する。
- e. 代表分野の審査員は自己点検書の審査とプログラム点検書（その1）の作成を行うほか、審査報告書の作成を補佐する。ただし、審査長又は審査長代表補佐に事故があった場合には、審査員は実地審査に参加し、審査長代表補佐の任務を遂行する。審査長に事故があった場合は審査長代表補佐がその後の審査長の任務を遂行する。
- f. 審査長代表補佐は審査長の資格を有している必要がある。また、副審査長は審査長資格を有していることが望ましい。

7. メンターの同行

実地審査を行う審査団には、審査・調整経験の豊富な JABEE 関係者の中から選任された「メンター」（助言者）が同行する場合がある。同日審査におけるメンターの主要な役割は以下のとおりであり、具体的な行動のガイドラインは別途規定する。

- a. 審査を円滑、適正に実施し、審査の質を高めるために、審査団に対して必要な意見を述べる。
- b. 同日審査の実施状況を把握し、実地審査の実施方法の改善点などを明らかにする。

B. 同日審査を実施しない場合の措置

同一受審校のすべて又は一部の受審プログラムが何らかの理由により同日審査の対象とならなかった場合は、審査報告書作成にあたり、当該受審校を担当した審査チーム相互で以下のようなプログラム間の調整を行う。ただし、特に JABEE が指定したプログラムについては調整を行う必要はない。

- a. JABEE は各審査チームが属する分野から代表分野を定める。代表分野の審査長が審査長代表としての任にあたり、以下に示す審査チーム相互の調整を取りまとめる。
なお、当該受審校に代表分野で審査するプログラムが複数ある場合の処置は、A欄2項bの注に準ずる。
- b. A欄3(2)項に記した「共通事項及び重要事項の取りまとめ」を行う。ここで、「同日審査」は「同時審査」に読み替える。
- c. 一次審査報告書及び二次審査報告書を作成する前段階で、審査チーム相互で審査結果に関して可能な範囲で審査結果を開示して意見交換を行い、審査報告書を作成する。
- d. 判定結果あるいはその修正において、他の審査チームの審査結果を参考にした場合

は、その事実を根拠・指摘事項欄に記録する。

- e. 実地審査の日程が異なるプログラムがある場合、一次審査報告書及び二次審査報告書作成時のプログラム間での調整の必要性から、下記の特例を適用して、それら報告書の送付時期を複数プログラムのうち実地審査が最も遅いプログラムにおける送付時期に合わせるようにする。また、受審プログラムからの異議申立書・改善報告書の送付は、通常「実地審査終了後7週間以内」であるが、これを「一次審査報告書を受領後3週間以内」に行うこととする。ただし、実地審査の時期が大幅に異なる場合、報告書送付時期についてはこの限りではない。

<参考：「審査の手引き」2.7 同一教育機関内の複数プログラムが同時受審する場合の対応（最後の部分）>

「また、同一日程で実地審査が実施できない場合でも、以上の趣旨に則って、複数プログラムの審査チームの情報共有が可能となるように努めることが望ましい。また、審査報告書類の記載にあたっては、必要に応じて複数プログラム間で調整を行うことがある。このため、同一日程で実地審査ができない場合の審査報告書類の提出期限は、最後に実地審査を行ったプログラムに合わせる必要があり、関係するプログラムの審査長間で調整して決定する。」